致各位持有个人编号卡的外籍居民
マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ

若您延长了在留期间・・・
您需要变更个人编号卡上的记载事项

在留期間の延長を行った場合・・・マイナンバーカードの券面記載事項の変更が必要です

请您在个人编号卡的有效期内，前往市区町村的服务窗口办理延长手续，否则该卡将失效。

マイナンバーカードの有効期限が経過するまでに市区町村の窓口で延長の手続を行わないと、カードは失効してしまいます。



由于在留期间的更新许可等原因导致在留有效期发生变更时，并不会自动反映到个人编号卡。已持有个人编号卡的外籍居民需前往居住地所在市区町村窗口办理相关的变更手续。
若您的“住所”或在留卡上的“姓名”等内容发生变更，也请于14日内前往市区町村的窗口办理个人编号卡的相关变更手续。
【若您即将申请个人编号卡】
若您即将于近期提交变更在留有效期或在留资格种类等的申请，请于得出变更结果（在留有效期完成变更）后再提交个人编号卡的申请。

在留期間の更新許可等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。
マイナンバーカードを既にお持ちの方はお住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。
なお、「住所」や在留カード上の「氏名」などを変更した場合も、14日以内に市区町村の窓口でマイナンバーに係る手続を行ってください。
【これからマイナンバーカードを申請する方】
在留期間の更新又は在留資格の変更許可申請を近々予定されている方は、マイナンバーカードの申請は、その結果後（在留できる満了日の変更後）に行ってください。

★个人编号卡综合咨询电话（免费拨打）
マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

【受理时间】工作日9:30~20:00、节假日9:30~17:30（年初年末除外。）
※24小时365天接受个人编号卡因遗失、失窃等所致的暂停使用的相关问题。

【受付時間】平日9:30~20:00、土日祝日9:30~17:30（年末年始を除く。）
※マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応

（支持语种：英语・汉语・韩语・西班牙语・葡萄牙语）
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

■有关个人编号卡（失窃、遗失所致的暂停使用）的相关咨询
マイナンバーカード（盗難・紛失による一時停止を含む）のお問合せは
0120-0178-27

■有关个人编号卡制度的咨询热线
マイナンバー制度のお問合せは
0120-0178-26